

学 則

第1章 名称, 目的

第1条 本校は東京都立永山高等学校と称し、東京都多摩市永山5-22に設置する。

第2条 本校は教育基本法および学校教育法などの諸法規にもとづき平和的な国家及び社会の有為な形成者としての高等普通教育をほどこすことを目的とする。

第2章 修業年限, 課程

第3条 本校の修業年限は3ヶ年とし、男女共学とする。

第4条 本校は全日制課程、普通科とする。

第3章 職 員

第5条 本校の職員は校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主任養護教諭、養護教諭、経営企画室長、経営企画室職員、実習助手その他必要な職員をもって構成する。

第4章 学年, 学期, 休業日

第6条 学年の年度は4月1日に始まり3月31日に終る。

第7条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月26日から1月7日まで

春季休業 3月26日から4月5日まで

国民の祝日

土 曜 日

日 曜 日

開校記念日 (11月2日)

都民の日および東京都教育委員会が定める日

第5章 教 育 課 程

第9条 本校の教育課程は法規の定めるところに従い別に定める。

第6章 入学, 転退学, 休学, 復学, 登校停止

第10条 入学の時期は学年の始めとする。ただし欠員のある時はそれ以外でも入学を許可することができる。

第11条 入学は入学者選抜に関する基準にもとづいて校長が許可する。

第12条 入学を許可された時は保護者および保証人は所定の誓約書を校長に提出するものとする。

第13条 保証人は都内に居住し、保護者の責任を保証し、保護者に事故が生じた時はこれに代って責任を負うものとする。保証人が責任を果たさない時は校長は保証人の変更を命ずることができる。

第14条 保護者又は保証人は本人および生徒の改名、転籍、住居変更の際は速やかに校長に届け出なければならない。

第15条 生徒が転退学しようとする時は、所定の用紙に理由を記載して、保護者から校長に願い出るものとする。校長は正当な理由があると認めた時は転退学を許可し、必要な手続をとる。

第16条 校長は次の理由の一に該当するもので、保護

者から医師の診断書などその理由を証する書類を添えて願出た場合は、3ヶ月以上2年以内の範囲内において休学を許可する。ただし翌年度にまたがる時は3月末日までに手続を更新するものとする。

1. 心身の故障のため3ヶ月以上の休養を要すると認められる者。
2. 留学のため3ヶ月以上出席が困難と認められる者。
3. その他特別の理由で現に3ヶ月以上欠席している者で引続き3ヶ月以上出席が困難と認められる者。

第17条 休学の理由が消滅し、復学したい時は、治癒を証明する医師の診断書などそれを証する書類を添えて保護者から校長に願出るものとする。校長は適当と認めた場合、復学を許可する。

第18条 校長は感染症その他の理由により必要と認めた時は期日を定めて、生徒の登校を停止することができる。

第7章 単位認定、修了、卒業

第19条 各教科目の単位の認定は別に定める規定に従って各学年末に行う。

第20条 本校所定の各学年の単位を修得した者にはその学年の修了を認定する。

第21条 校長は本校所定の課程を修了した者には卒業を認定し、卒業証書を授与する。

第8章 賞 罰

第22条 校長は学業、その他特にすぐれた生徒に対して表彰することができる。

第23条 校長は教育上必要と認めた時は生徒に次の懲

戒を加えることができる。

1. 退学
2. 停学
3. 訓告
4. 訓戒
5. その他

第24条 校長は次の各項の一に該当する者には退学を命ずることができる。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
3. 正当な理由がなくて出席が常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第25条 学校の施設設備および物品を損傷し、又はこれを紛失した場合は弁償させることができる。

第9章 授 業 料

第26条 授業料は東京都立学校の授業料等徴収条例により納入する。

第27条 期日までに納入しない時は、その生徒の出席を停止し、若しくは退学させることができる。

第10章 留 学

第28条 留学については別の規定による。

付 則

1. 本学則は昭和47年4月1日から実施する。
2. 校長は本学則の施行上必要な細則を定めることができる。

単位・進級・卒業認定に関する規定

1. 単位の認定

〔履修の認定〕

年間にわたって、各教科・科目の欠課時数が法定授業時数（単位数×35週）の4分の1を超えないように出席して、指導を受け、学習した者に、その教科・科目の履修を認定する。

〔修得の認定〕

履修した教科・科目の成績が満足できると認められる場合に修得を認め、その単位を認定する。修得は評定「2」以上で認められ、評定「1」は履修したにとどまり、未修得である。

同一科目を2以上の学年にわたって分割履修した場合には、学年ごとに履修・修得を認定する。

合算した科目は、合計した単位数を修得単位とする。

2. 進級の認定

以下の①から④をすべて満たした場合、進級を認定する。

- ①未履修科目がないこと（自由選択科目を除く）。
- ②1年から2年への進級には、未修得科目が、5単位以下であること。
- ③2年から3年への進級には、1・2年次の未修得科目が、合計10単位以下であること。
- ④2年間で未修得科目が、4科目以下であること。

補足

進級が認められなかった者は、次年度において、その学年のすべての教科・科目、特別活動を再履

修し、進級の条件を満たさなければならない。

3. 卒業の認定

第3学年に在籍しており、進級規定の①をみたし、3年間の修得単位数が（HRを除き）74単位以上の場合、卒業を認める。